

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成30年度第1回美里町個人情報保護審査会
- 2 開催日時 平成30年11月19日（月） 午後1時30から午後2時10分
まで
- 3 開催場所 美里町役場本庁舎3階小会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 千葉敬記会長、佐藤賢二委員、鈴木絢子委員
 - （2）事務局 総務課 佐々木課長、森係長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）会長及び職務代理者の選出について 公開
 - （2）個人情報保護制度の概要及び個人情報保護審査会の所掌事項について 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
個人情報保護制度の概要及び個人情報保護審査会の所掌事項について
- 9 会議の概要
 - （1）会長及び職務代理者の選出について
会長は千葉委員、職務代理者は佐藤委員とする。
 - （2）個人情報保護制度の概要及び個人情報保護審査会の所掌事項について
資料に基づき事務局が説明を行った。
 - （3）その他
要配慮個人情報の収集制限の例外について、今後、諮問する予定があることを事務局が説明した。次回の会議は、平成30年12月19日（水）に開催する。

【発言内容の記録】

（委嘱状の交付）

佐々木課長 開会に先立ち、委員に就任いただきました皆様に委嘱状を交付いたします。

お一人ずつお名前をお呼びしますので、その場に御起立願います。

（副町長から委嘱状を1人ずつ交付）

佐々木課長 それでは、美里町個人情報保護審査会を開催させていただきます。まずはじめに、美里町副町長須田政好から御挨拶申し上げます。

須田副町長 相澤町長は他の公務がございまして出席できませんので、恐縮ではございますが、私から美里町個人情報保護審査会委員の委嘱に当たり、一言、御挨拶申し上げます。今回、個人情報保護審査会の委員をお引き受けいただきました3名の方々におかれましては公私ともどもお忙しい中、快く委員をお引き受けいただきましたことについて、心より感謝申し上げます。御存じのとおり、個人情報保護審査会は、個人情報に係る町民の権利救済を図るとともに、実施機関の個人情報の取扱いの適正化を図り、個人の権利利益を保護するという極めて重要な任務を担う機関でございます。取り扱う案件の性質上、情報公開審査会と密接に関連する部分があることから、今回は情報公開審査会委員をなされております皆様に個人情報保護審査会の委員の方も兼ねていただくということにした次第です。情報の公開と個人情報の保護の2つについては、行政における車の両輪とも言える程大変重要な事項であると認識しています。特に個人情報については、漏洩等が生じた場合は大変な問題に発展しかねません。そういった意味で、高い学識を有し、また経験豊富な皆様に委員をお引き受けいただき、大変心強く思っております。情報公開審査会に兼ねて個人情報保護審査会の委員をお引き受けいただいたことに対して改めて御礼を申し上げるとともに、これから2年間、忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。任期の2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木課長 ここからは審査会の議事となりますが、副町長は他の公務がありますので、退席させていただきます。

議事へ入る前に、事務局職員を紹介させていただきます。総務課長の佐々木と申します。それから、この個人情報保護審査会の担当であります文書法令係長の森です。初回の会議でありますことから、各委員から自己紹介をいただくところですが、情報公開審査会と同じ委員構成で、皆様ご存じのことと思いますので、割愛させていただきます。

それでは次第の3番目、議事に入ります。会長の選出を行う必要がございますが、選出までの間、私が仮議長を務めさせていただきます、会議を進行して参ります。

なお、審査請求に係る審査会の会議については、非公開となりますが、それ以外の案件については、情報公開条例で規定する附属機関の会議の公開の原則に立ち返り、公開することとなります。本日の会議では審査請求の案件を扱いませんので、会議は公開することとなりますので、よろしくお願いします。

佐々木課長 議事の１番目、会長及び職務代理者の選出です。

会長の選出については、美里町個人情報保護条例第４８条に規定されており、第１項には、互選によって会長を選出することが規定されております。また、会長は、会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。

お諮りいたします。互選とありますが、どのような方法で選出いたしますか。
自薦、他薦はございませんでしょうか。

佐藤委員 千葉委員が年長でもあられますし、情報公開審査会の会長もなされていますので、千葉委員がよろしいと思います。

鈴木委員 異議ありません。

佐々木課長 佐藤委員の方から情報公開審査会の会長もされているということもあるので千葉委員に会長をお願いしたいという意見がありましたが、千葉委員いかがでしょうか。

千葉委員 情報公開審査会との兼ね合いもありますので、皆さんがよろしければお引き受けさせていただきます。

鈴木委員 お願いします。

佐々木課長 それでは、千葉委員に会長就任をお願いすることといたしますので、よろしくをお願いいたします。

佐々木課長 会長が選出されたことから、私の議長はここまでとなります。この後の議事について、千葉会長、よろしくお願いいたします。

千葉会長 改めまして、会長に御指名いただきました千葉でございます。情報公開審査会の会長との関連ということで、不慣れではございますが一生懸命努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

千葉会長 それでは、はじめに会長の職務代理者ですが、会長が指名するということでしたので、私から指名させていただきます。

これも情報公開審査会と同じように佐藤委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

佐藤委員 はい。お引き受けさせていただきます。

鈴木委員 よろしくをお願いします。

千葉会長 それでは、議事を進めて参りますが、ここで会議録署名委員及び会議録書記を選出します。会議録署名委員については、佐藤委員と鈴木委員にお願いしま

す。会議録書記については、事務局職員ということをお願いします。なお、会議録の作成についてですが、審議経過が分かるよう発言内容を詳細に記載する形ということによろしいでしょうか。

佐藤委員 はい。

鈴木委員 はい。

千葉会長 それでは、そのように会議録を作成願います。

それでは議事の２番目に入ります。

「個人情報保護制度の概要及び個人情報保護審査会の所掌事項について」事務局から説明をお願いします。

森係長 資料に基づき説明

千葉会長 この件について、何かご質問等はございますか。

佐藤委員 個人情報保護審査会への審査請求に関する諮問はこれまで１件もなかったということですが、個人情報の開示請求はあるのですか。

森係長 年に１、２件の開示請求があります。多いのは採用試験の結果です。自分の点数と順位の開示を請求されるケースがほとんどです。

佐藤委員 それについては何も問題がないから、本人に係る部分だけは開示しているということですか。

森係長 はい。その通りです。

千葉会長 今のケースですと、本人以外の例えば家族とかが開示請求するというのはできるのですか。

森係長 基本的に本人にしかできないことになっております。

千葉会長 家族でもだめということですか。

森係長 はい。ただし、未成年の方等については法定代理人が請求することができることとなっております。お配りしております美里町個人情報保護条例の第１８条をご覧ください。条例の４ページ、第１８条の１項では、自己を本人とする個人情報の開示の請求をすることができるとあります。２項といたしまして、未成年者又は成年後見人の法定代理人は本人に代わって開示請求をすることができるとあります。３項については死者の個人情報の開示請求について規定しています。ですので、未成年者等でなければ本人しかできないということになります。

千葉会長 分かりました。その他何かございませんか。

なければ本日予定していた議事としては以上となりますが、その他何かございますか。

森係長 はい。今後諮問を予定している案件がございまして、事務局からその内容を御説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

千葉会長 資料があるのですか。

森係長 はい。資料は【その他】今後の諮問予定案件についてと題しているものになります。

千葉会長 分かりました。お願いします。

森係長 資料に基づき説明

千葉会長 今後諮問する予定の案件があるということでしたが、これについて何かございますか。

佐々木課長 今、御説明いたしましたとおり、本町でも各種の事務を精査し、要配慮個人情報収集の有無を調査して、宮城県のような類型化をするための整理をしている状況でございます。整理が完了いたしましたら、個人情報保護審査会を開催いただき、御審議をお願いしたいと考えております。今の日程ですと、事務局としては来月、１２月に会議を開催できないかと考えております。もしよろしければ、本日、日程調整等も含めてできればと考えております。

佐藤委員 いつ頃になりますか。

森係長 できれば１２月の１７日の週あたりをお願いできないかと。あまり暮れになりますと皆さんお忙しいと思いますので。１９日、２０日当たりでいかがでしょうか。

鈴木委員 午後であれば。

佐藤委員 １９日であれば大丈夫です。２０日は都合が悪いですが。

森係長 １９日の午後で大丈夫でしょうか。

鈴木委員 今日と同じ１時半からであれば。

千葉会長 分かりました。

佐々木課長 それでは、今調整いただいた内容で、１２月１９日水曜日午後１時３０分から会議を開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員 議会の１２月定例会はいつからになりますか。

佐々木課長 １２月１１日からとなっております。会議の前の週ということですね。

千葉会長 内容的には宮城県のような類型化した内容になるのですか。

森係長 はい。現段階では同じような形になるものと考えております。ただし、最初ですので、具体的にはこのような事務がありますということで、類型に当てはまる具体的な事務をお示ししたいと考えております。以降については、類型に当てはまる事務が出てきた場合は、その都度審査会に諮問することはしないという取扱いにさせていただきたいと考えております。

佐藤委員 これまでの収集制限に病歴や犯罪により害を被った事実というのが加わったことによるということなんでしょうね。

佐々木課長 そうですね。

森係長 病歴については各種の福祉関係の事務や給食の関係等の事務などで出てきます。その他についても概ね県と同じような類型の事務になるかと思います。

千葉会長 他に何かございませんか。他になければ、本日の会議はこれで終了といたします。お疲れ様でした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日

委 員 _____

委 員 _____